

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例改正案（素案） へのご意見を募集します

「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」は、部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする啓発推進に向けて平成6年に制定されました。しかしながら、依然として差別は存在しており、インターネット上の人権侵害が深刻化するなど、新たな人権課題が生じている現状に対応するため、必要な条例改正の作業を進めています。

このたび、条例改正案（素案）をまとめましたので、皆様からのご意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和8年7月30日(木曜日)から令和8年8月28日(金曜日) 午後5時まで

2 意見を提出できる方

- ・倉吉市に住所を有する方、または倉吉市内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体の方
- ・倉吉市内に所在する事務所または事業所に勤務する方、または倉吉市内に所在する学校に在学する方

3 意見の提出方法

ご意見は裏面の意見書様式に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 意見箱への意見書の投函
- ② 郵送（宛先）〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市役所 人権政策課
- ③ 持参 倉吉市役所第2庁舎3階 人権政策課
- ④ 電子メール jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp
- ⑤ ファクシミリ 0858-22-8230
- ⑥ とっとり電子申請サービス（倉吉市） 電子申請QRコード⇒



4 資料の閲覧及び意見様式の入手場所

- ・倉吉市役所本庁舎 東玄関（庁舎1階）
- ・倉吉市役所第2庁舎 市民課総合案内横（庁舎1階）
- ・倉吉市役所関金支所（庁舎1階）
- ・倉吉交流プラザ1階 エントランスホール
- ・各地区コミュニティセンター

5 お問い合わせ先

倉吉市 市民生活部 人権政策課 電話：(0858)22-8130

6 お寄せいただいたご意見の取扱いについて

- ・条例改正の参考とさせていただきます。
- ・いただいた個人情報、必要に応じ、意見の内容等を確認することを目的に使用するものであり、目的外の使用はいたしません。
- ・いただいたご意見に対して個別に回答はしませんが、市の考え方とあわせて後日公表します。

※ご意見は裏面の意見様式にご記入をお願いいたします。

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例改正案（素案）
に対する意見書様式

フリガナ	
お名前（団体名）	
（団体の場合）代表者氏名	
ご住所（所在地）	
日中連絡先電話番号	
メールアドレス	

意見欄

(例) (閲覧資料の) ○○ページ○○行目について